

【まなべの館 使用料】

基本使用料 (9:00~17:00)				空調 (9:00~17:00)	
時間区分 種別区分	減免なし	減免あり (80%減額)	+	減免前の基本使用料の 20%	
単位	1 時間	1 時間		1 時間	
展示ホール 1	1,000 円	200 円		200 円	
展示ホール 2	1,000 円	200 円		200 円	

- ※ 1 時間単位の申請のため、申請した時間より 1 時間以上早く準備を開始する場合は追加料金が発生します。
- ※ 展示ホール 1・2 につきましては、館内の作品保護のため 6 月～9 月・11 月～2 月は空調料金を加算します。

【減免の要件について】

(展示ホール 1・2) ①もしくは②に当てはまる

- ① 減免対象団体（鯖江市文化協議会加入団体・郷土史懇談会・間部公をたたえる会）が主催する展示などを行う。
- ② 以下の条件を満たす。
 - (1) 鯖江市に住所を有する個人および団体
※団体の場合、その構成員の 1/3 以上が鯖江市民もしくは鯖江市に通勤・通学している方において構成されていること
 - (2) 活動の場所、事務所が鯖江市内であること（団体の場合のみ）
 - (3) 鯖江市の文化芸術振興に寄与すると認められる活動内容であること

【加算使用料】

- (1) 営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用し、入場料その他これに類するものを徴収しない場合 **100%加算** →使用料が 2 倍になる
- (2) 営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用し、入場料その他これに類するものを徴収する場合 **200%加算** →使用料が 3 倍になる